

帯広市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 18 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 22 号

帯広市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

帯広市道路占用料徴収条例（昭和 28 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「第 11 条の 8 第 1 項」を「第 11 条の 9 第 1 項」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「420 円」を「480 円」に、「650 円」を「730 円」に、「880 円」を「990 円」に、「380 円」を「430 円」に、「610 円」を「680 円」に、「830 円」を「940 円」に、「38 円」を「43 円」に、「2 円」を「3 円」に、「370 円」を「420 円」に、「230 円」を「260 円」に、「760 円」を「850 円」に、「320 円」を「360 円」に、「960 円」を「870 円」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「16 円」を「18 円」に、「23 円」を「26 円」に、「34 円」を「38 円」に、「45 円」を「51 円」に、「68 円」を「77 円」に、「91 円」を「100 円」に、「160 円」を「180 円」に、「230 円」を「260 円」に、「450 円」を「510 円」に改め、同表中

「

法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占有面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	760 円	を
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲 げる施設	上空に設ける通路		480 円	
	地下に設ける通路		290 円	
	その他のもの		760 円	

」

「

法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げ る施設	自動 運行 補助 施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設 けるもの その他の もの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	3 円 9 円
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1 本につき 1 年	680 円
		その他のもの	上空に設 けるもの	占有面積 1 平方メート	430 円

		地下に設けるもの	ルにつき1年	260円	に改め、
	その他のもの			850円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				850円	
法第32条第1項	上空に設けるもの			430円	
第5号に掲げる	地下に設けるもの			260円	
施設	その他のもの			850円	

」

同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「10円」を「9円」に、「96円」を「87円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「96円」を「87円」に、「960円」を「870円」に、「610円」を「680円」に、「10円」を「9円」に、「480円」を「430円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「760円」を「850円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「96円」を「87円」に改め、同表中

「

令第7条第8号に掲げる施設及び同条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	を
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	

」

「

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額

	その他のもの	Aに0.025 を乗じて 得た額	に改める。
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて 得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて 得た額	
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて 得た額	
令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025 を乗じて 得た額		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後における道路の占用に係る占用料について適用し、同日前における道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。